



# 詐欺罪の日独比較

報告概要

日本刑法はドイツ刑法の強い影響をうけて制定されたが、特に各論の規定の中には規定自体がかなり異なるものがあり、判例の結論も大きく異なるものがある。特に詐欺罪(246条)の規定は、ドイツ刑法の規定と比べて要件が緩やかであり、現に判例の中にもドイツではその成立が否定されているものについて日本の判例では肯定されているものが見られる(例えば誤振込など)。今回の講演では、ドイツでも紹介されている最近の日本の判例の事案を中心にして、ドイツ刑法ではどのように判断されるかという比較法的考察を通じて、詐欺罪の合理的成立範囲に関する考察がなされる。

入場無料  
申込不要

2014年4月25日(金)

15:00~17:00

関西大学千里山キャンパス  
見島惟謙館1階第1会議室

講演

Rudolf Rengier

(ルドルフ・レンギアー)

ドイツ・コンスタンツ大学教授

※報告はドイツ語で行われます。  
(通訳あり)

司会・通訳

川口 浩一

例外状態と法研究班研究員  
大学院法務研究科教授

お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721

E-mail :hogakuken@ml.kandai.jp